

**三重県住宅確保要配慮者
賃貸住宅供給促進計画
(案)**

令和4(2022)年 月

三 重 県

－ 目 次 －

第1章 三重県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の基本的な考え方	4
1 計画の背景と目的	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
第2章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給目標等	6
1 住宅確保要配慮者とは	6
2 賃貸住宅の供給目標	7
第3章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために必要な施策	8
1 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進	8
2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	8
3 住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化	9
第4章 住宅の状況と住宅確保要配慮者の状況	11
1 住宅の状況	11
2 住宅確保要配慮者を取り巻く現状	13
資料	21

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 112号).....	(平成19年法律第 22
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号).....	41
○国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年厚生労働省・国土交通省令第1号).....	52
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(平成29年国土交通省告示第965号).....	54
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第11条ただし書及び第12条第2号口の国土交通大臣が定める基準 (平成29年国土交通省告示第941号)	66
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条第10号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等 (平成29年国土交通省告示第940号).....	69

第1章 三重県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の基本的な考え方

1 計画の背景と目的

人口減少が進展するなかで、本県における高齢者人口は今後もしばらく増え続けると推計されます。また、外国人住民数も令和3年末現在でピーク時(令和元年)に比べて若干の減少はありますが高水準を維持しています。さらに、障がい者も増加傾向にあり、今後も住宅確保要配慮者は増加する見込みです。

一方、住宅ストックの状況は空き家が多く存在し、三重県の空き家率は全国平均よりも高くなっています。また、賃貸用の住宅の空き家は約 4.3 万戸あり、有効活用が課題となっています(平成 30 年住宅・土地統計調査)。

平成 29 年 4 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)」(以下「住宅セーフティネット法」といいます。)が改正され、新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。新たな制度は、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度」、「登録住宅の改修・入居への経済的支援」、「住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」の3つの柱から成り立っています。

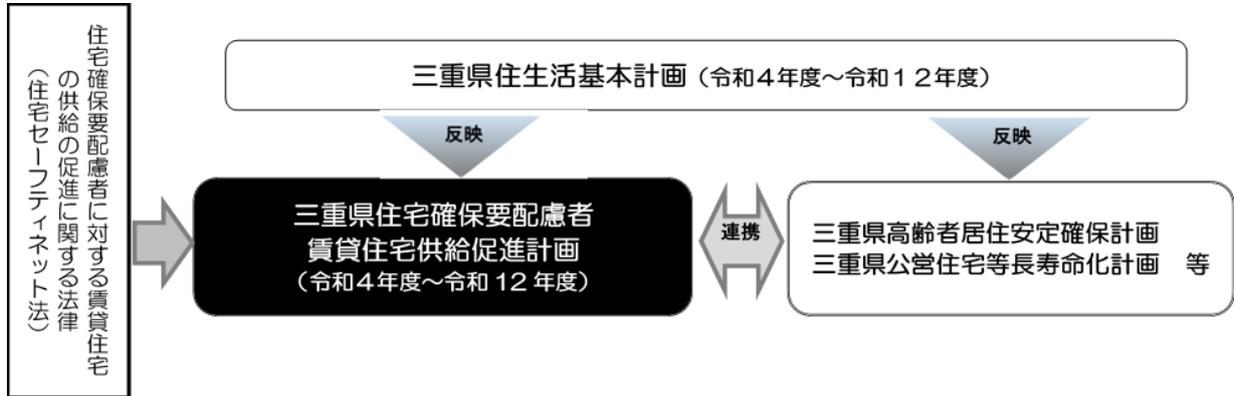
そこで本県では、住宅セーフティネット制度を普及させ、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給及び円滑な入居の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「三重県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を令和元年8月に策定しました。今回、「三重県住生活基本計画」の見直し(令和 4 年 6 月)を踏まえ、本計画も見直すこととなりました。

2 計画の位置づけ

本計画は、住宅セーフティネット法第5条第1項に規定された「都道府県賃貸住宅供給促進計画」として策定するものです。

また、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画である「三重県住生活基本計画」の基本方針の1つである「住宅確保要配慮者が安心できる住まいづくり」に関する取組内容について示すもので、「三重県高齢者居住安定確保計画」等の関連計画と連携して取り組むものとしします。

図1 三重県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の位置づけ



3 計画期間

本計画の計画期間は、三重県住生活基本計画等との整合を図るため、令和4年度から令和12年度までの9年間とします。なお、三重県住生活基本計画の見直しをふまえて、おおむね5年ごとに見直しを行います。

第2章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給目標等

1 住宅確保要配慮者とは

住宅確保要配慮者とは、住宅セーフティネット法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「施行規則」といいます。)に定める者のほか、本計画において独自に次のように定めます。

(1) 住宅セーフティネット法に規定される者

- ・低額所得者・・・収入が 15 万 8 千円を超えない者
- ・被災者・・・発生した日から起算して 3 年を経過していないものに限る。
- ・高齢者
- ・障がい者・・・障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条第 1 号に規定する障害者
- ・子ども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者)を養育している者

(2) 施行規則に規定される者

- ・外国人・・・日本の国籍を有しない者
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者
- ・犯罪被害者
- ・更生保護対象者
- ・生活困窮者
- ・東日本大震災その他の著しく異常かつ激甚な非常災害による被災者

(3) 本計画で独自に定める者

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー)等
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・母子・父子世帯において 20 歳未満の子どもを養育している者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

2 賃貸住宅の供給目標

(1) 公営住宅などの供給目標

① 現状

令和2年度末時点の本県の公営住宅(県営住宅及び市町営住宅)等は16,961戸あり、その多くは昭和40年代後半から昭和50年代前半に建築されたもので老朽化が進んでいます。そのため、県や市町では公営住宅の長寿命化工事を進めているほか、老朽化が著しいものは新たな入居者を募集せず、計画的に除却を進めています。令和2年度末時点の公営住宅の入居戸数は11,803戸で入居率は約70%です。

② 公営住宅などの供給目標

令和3年度から令和7年度までの5年間及び令和12年度までの10年間の「①要支援世帯数※」、要支援世帯1世帯につき1戸を供給するとした「②公営住宅などの供給目標量」は以下のとおりです。

※市場において自力では適正な水準の住宅を応分の負担で確保することが困難である世帯

表1 公営住宅などの供給目標量

	令和3年度から7年度 (5年間)	令和3年度から12年度 (10年間)
①要支援世帯数	3,500世帯	7,700世帯
②公営住宅などの供給目標量	4,090戸	8,040戸
充足率(②/①×100)	117%	104%

[三重県住生活基本計画]

(2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の供給目標

住宅セーフティネットの根幹である公営住宅などのストック数は要支援世帯数に比べて量的に充足しています。

しかしながら、地域の住宅事情や住宅の立地条件等、住宅確保要配慮者の多様なニーズを踏まえ、民間賃貸住宅の供給を促進する必要があることから、住宅セーフティネット法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)を、令和7年度までに19,000戸、令和12年度までに21,000戸確保することを目標とします。

表2 登録住宅の供給目標量

登録住宅	令和3年度まで	令和7年度(累計)	令和12年度(累計)
セーフティネット住宅の登録数	17,352戸	19,000戸	21,000戸

第3章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進のために 必要な施策

1 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進

(1) 公営住宅の計画的な整備

- ・「三重県公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、ストックを有効に活用するための予防保全型の維持管理や機能改善に取り組むとともに、耐用年限を超え、入居者のいない老朽化した公営住宅については、除却を進めます。また、必要な供給量の確保のために建替えなどの検討を行います。
- ・居住者のニーズや社会情勢に適した居住環境とするため、バリアフリー化や子育てしやすい住戸への改修などに取り組みます。

(2) 公営住宅の管理の適正化

- ・公営住宅の収入超過者や高額所得者に対しては、明け渡し努力義務が課せられていることを周知し、自主的な退去を促します。
- ・生活保護世帯への代理納付の推進や滞納者への指導強化などにより、引き続き滞納額の縮減に努めます。
- ・連帯保証人を確保できないため県営住宅に入居できないといった事態が生じることがないように、現在も特定の入居者に対しては、連帯保証人を免除する措置を講じていますが、今後もさらなる緩和を検討します。
- ・県営住宅の入居者選考において、母子・父子世帯や障がい者世帯等を対象とした優先入居を推進することで、県営住宅の供給を促進します。

2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(1) セーフティネット住宅の規模に関する基準

- ・セーフティネット住宅(共同居住型賃貸住宅※以外)の規模に関する基準の緩和について

県内の住宅ストックの有効活用及び住宅確保要配慮者の多様なニーズに応えるため、施行規則第15条に基づき、同規則第11条に規定する規模の基準を以下のとおり緩和します。

平成17年度以前に着工された住宅に限り、各戸の床面積の規模を18㎡以上とします。

※セーフティネット住宅(共同居住型賃貸住宅)の場合、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 11 条ただし書及び第 12 条第2号口の国土交通大臣が定める基準(平成 29 年国土交通省告示第 941 号)」のとおりとします。

(2) セーフティネット住宅の普及に向けた取組

- ・セーフティネット住宅の拡大をはじめ、住宅セーフティネット制度の普及を図るため、不動産関係団体を通じて、民間賃貸住宅の所有者等に対し、登録制度の周知とともに、改修費の補助制度や住宅金融支援機構による融資制度などの、登録することによる経済的支援の周知を図ります。
- ・セーフティネット住宅については、セーフティネット住宅情報提供システムにより公開されており、三重県居住支援連絡会が実施する住宅相談会や県ホームページを通じて、住宅確保要配慮者に情報提供します。
- ・空き家を有効活用するため、県ホームページやリーフレットを用いて、所有者等への住宅セーフティネット法に基づく登録制度等の周知を行います。
- ・民間賃貸住宅の所有者等が抱える、家賃滞納や孤独死等に対する不安・負担の軽減を図るため、家賃債務保証や入居後の見守り支援等に関する情報提供を行います。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

- ・三重県居住支援連絡会が開催する居住支援フォーラムや研修会等で宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者、貸主に対し、年齢や国籍、障がいの有無等の理由による入居制限が行われないよう、啓発を行います。
- ・住宅セーフティネット法第 22 条に基づき、登録事業者の管理の状況について、必要に応じて報告を求めます。また、同法第 23 条に基づき、登録基準に適合しないと認める場合に必要な措置を取るよう求めるなど、指導監督を適切に行います。

3 住宅確保要配慮者に対する居住支援の強化

(1) 三重県居住支援連絡会の取り組み

- ・居住支援団体や不動産関係団体、市町、県で構成される三重県居住支援連絡会では、住宅確保要配慮者を対象とした県内各地での住宅相談会の開催、住宅セーフティネット制度の普及を目指した居住支援フォーラムの開催など、広域的な立場から居住支援に取り組めます。

(2) 地域での居住支援協議会の設立支援

- ・住宅確保要配慮者に対して、地域の実情に応じた細やかな支援を行うためには当該地域での居住支援活動が重要となります。そこで、県では、全国的な居住支援協議会の取組事例等や国の支援施策の情報提供を行うとともに、居住支援団体や不動産関

係団体と連携し、居住支援体制の構築や市町居住支援協議会の設立を支援していきます。また、三重県居住支援連絡会に参画する市町数の拡大に取り組みます。

(3) 居住支援法人の指定

- ・ 住宅セーフティネット法第 40 条に基づき、住宅確保要配慮者の居住支援や入居後の見守り支援などの生活支援を行う法人を住宅確保要配慮者居住支援法人(以下、「居住支援法人」といいます。)に指定し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を促進します。
- ・ 指定した居住支援法人が三重県居住支援連絡会の構成員となるように促し、行政、不動産関係団体との連携による居住支援活動の強化を進めます。

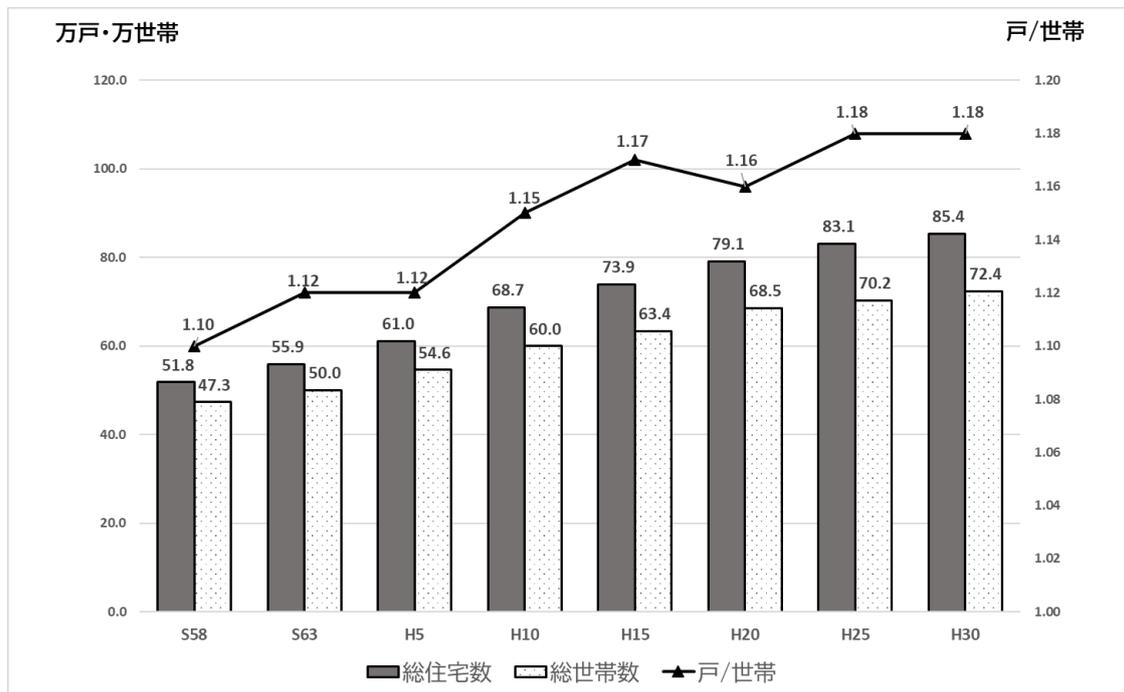
第4章 住宅の状況と住宅確保要配慮者の状況

1 住宅の状況

(1) 住宅ストック数

総住宅数・総世帯数のストックをみると、昭和 63 年以降、ともに増加傾向が続いており、平成 30 年には総住宅数が約 85.4 万戸、総世帯数が約 72.4 万世帯となっています。総世帯数に対する総住宅数の比率は、平成 30 年には 1.18 となっており、世帯数に対する住宅ストック数が充足していることを示しています。

図2 総住宅数、総世帯数の推移（三重県）



資料：平成 30 年住宅・土地統計調査 時系列統計表 第 3 表 住宅数及び世帯数

一方で、空き家の状況を見ると、近年は増加傾向にあります。本県の空き家率は全国平均よりも高く、平成 25 年からの 5 年間で空き家数は約 12.9 万戸から約 13.0 万戸と約 1,000 戸微増しています。

また、空き家の内訳をみると、賃貸用の住宅の空き家が約 4.3 万戸で空き家全体の 33%を占めており、その活用が課題となっています。

図3 空き家数の推移（全国、三重県）

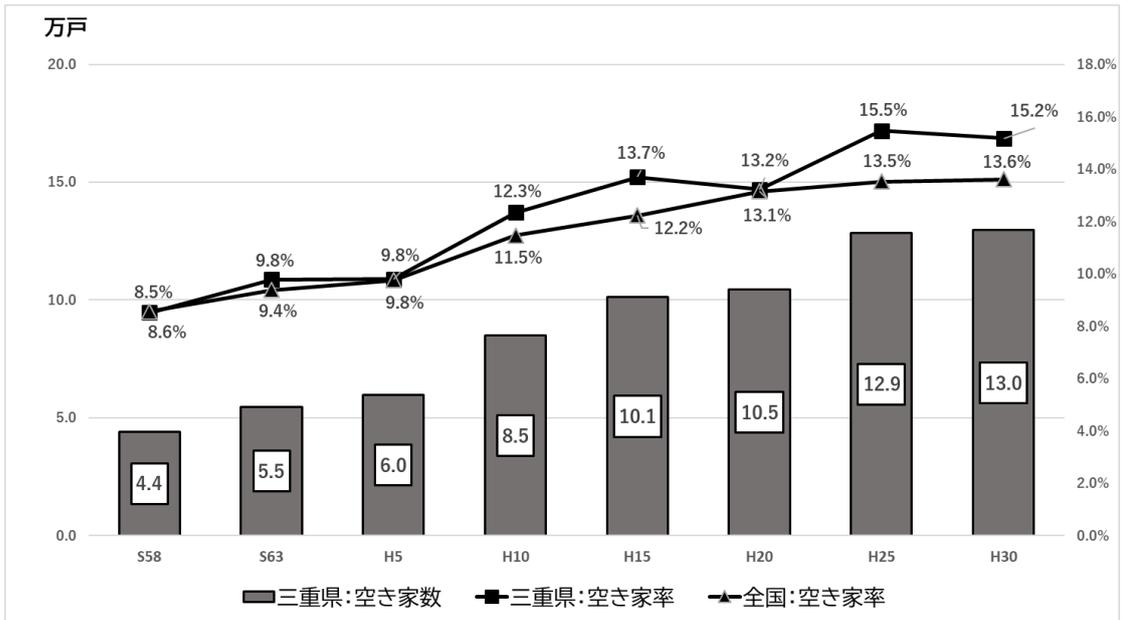
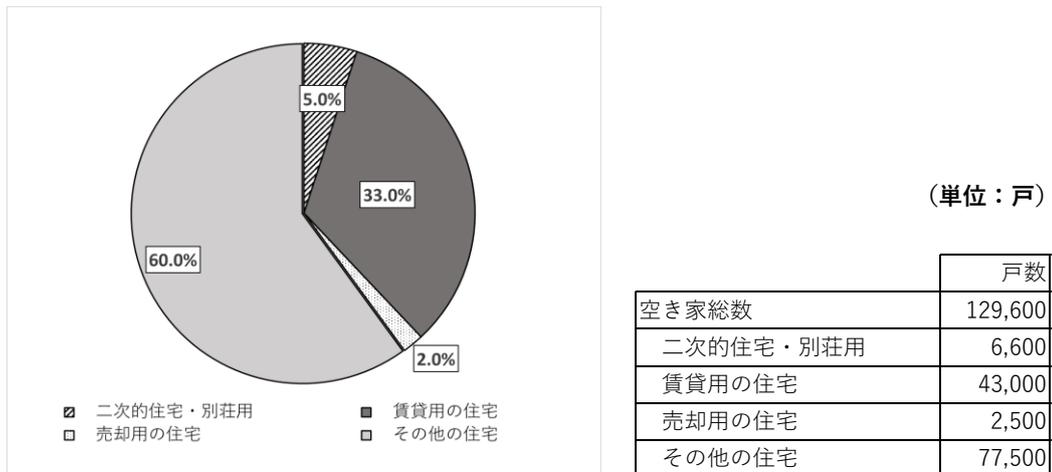


図4 空き家の内訳について（三重県）



資料:平成30年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計 第1-2表

※ その他の住宅は、二次的住宅・別荘用、賃貸用の住宅、売却用の住宅以外で空き家になっている住宅を指す。例えば、転勤などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、使用目的がない住宅など。

2 住宅確保要配慮者を取り巻く現状

住宅確保要配慮者のうち、各種調査により世帯数等が公表されている住宅確保要配慮者の状況については、次のとおりです。

(1) 低額所得者

本県における生活保護法による扶助状況をみると、世帯数は、平成7年から平成27年にかけて増加傾向でしたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

また、被保護実人員は平成24年をピークに減少傾向にあります。

図5 生活保護世帯数（※）の推移（三重県）

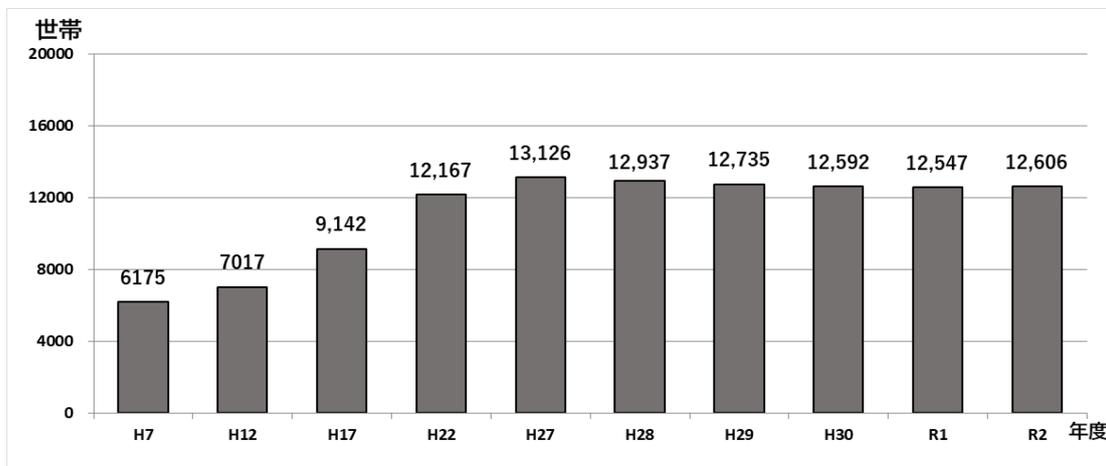
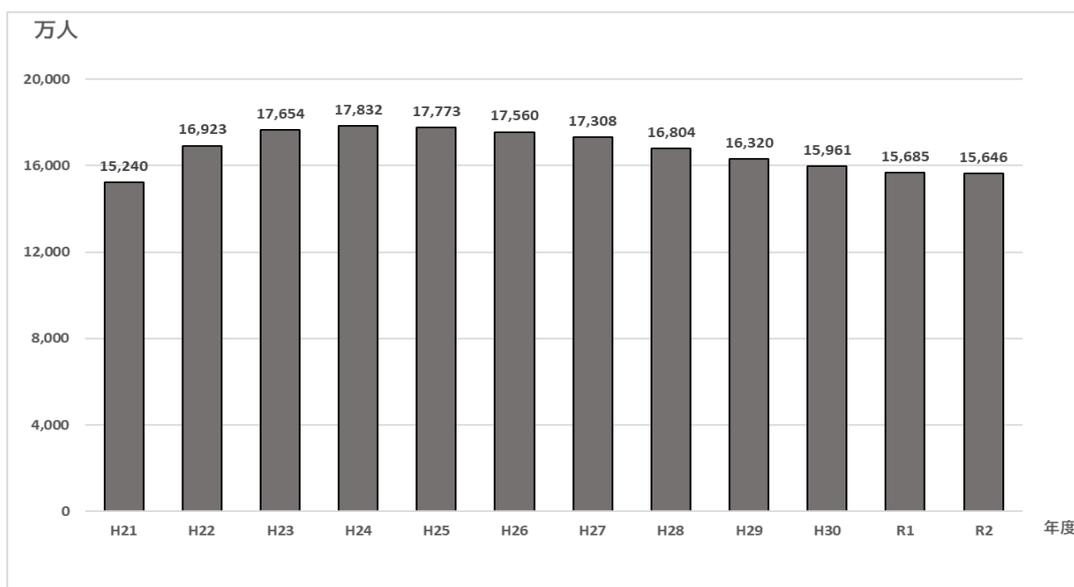


図6 被保護実人員（※）の推移（三重県）



資料：三重県統計書

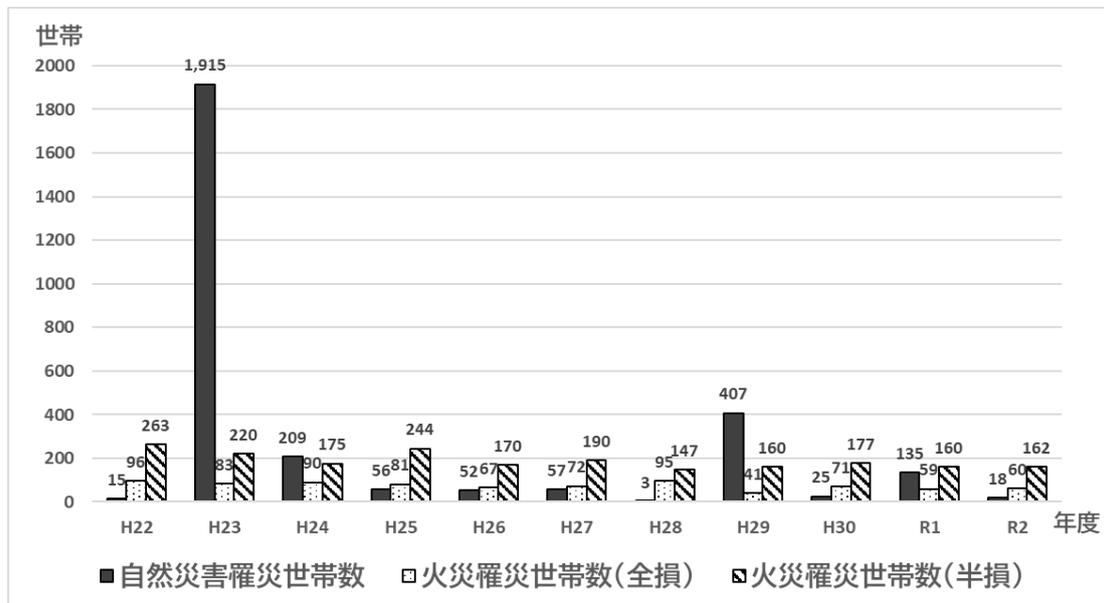
※生活保護世帯数、被保護実人員は年度内(月分報告)の累計を12か月で割った数である。

(2) 被災者

本県では、全損となる火災は平成 29 年度を除き、毎年 50 件以上発生しており、半損となる火災は平成 28 年度を除き、毎年 150 件以上発生しています。

自然災害では、平成 23 年には台風 12 号(紀伊半島大水害)の被害により 1,915 世帯が罹災しています。

図 7 自然災害・火災等罹災者世帯数の推移 (三重県)

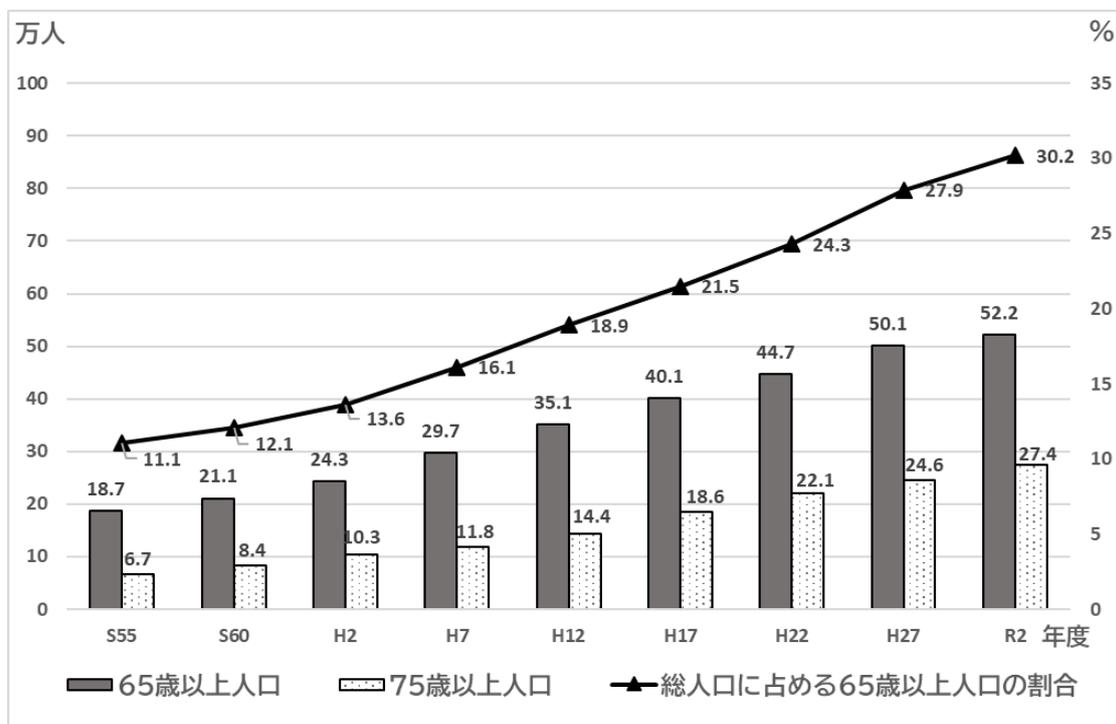


資料: 三重県統計書

(3) 高齢者

本県では、令和2年現在、65歳以上人口は約52.2万人であり、高齢化率は30.2%となっています。そのうち、75歳以上の高齢者は約27.4万人であり、75歳以上の高齢者が半数以上を占めています。

図8 高齢者数の推移（三重県）



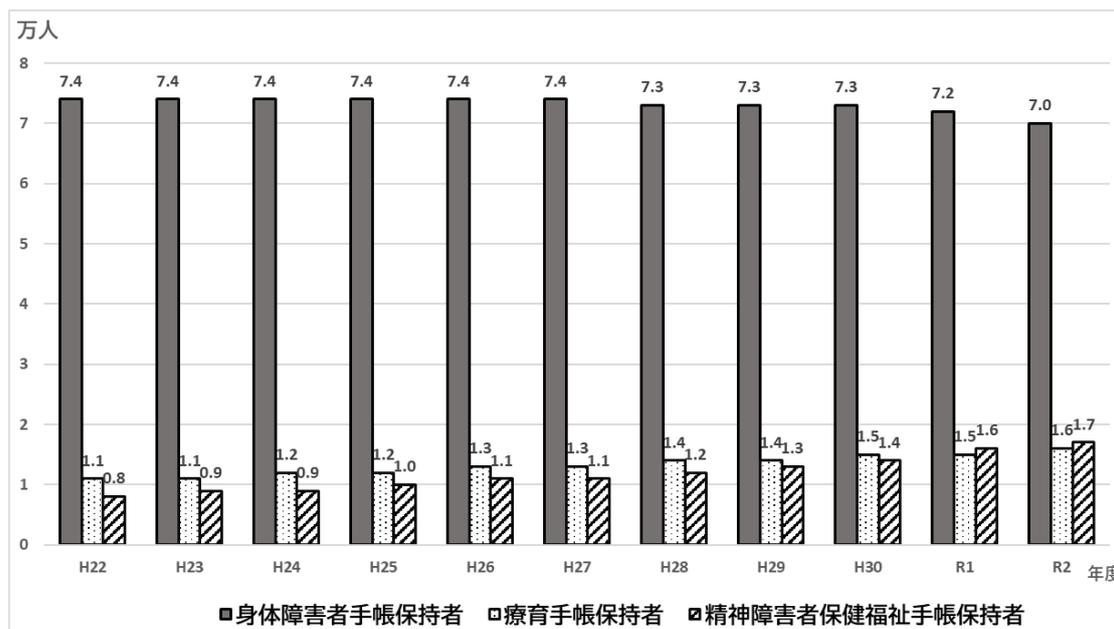
資料：令和2年国勢調査 人口等基本集計 第2-3表

(4) 障がい者

本県の身体障害者手帳保持者数は、平成 27 年度以降は微減傾向を示しており、令和 2 年度には約 7.0 万人となっています。また、療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳保持者数については微増傾向が続いています。

障がい者全体でみると、手帳保持者数は平成 22 年以降、増加傾向となっています。

図 9 障害別の手帳等保持者数の推移（三重県）



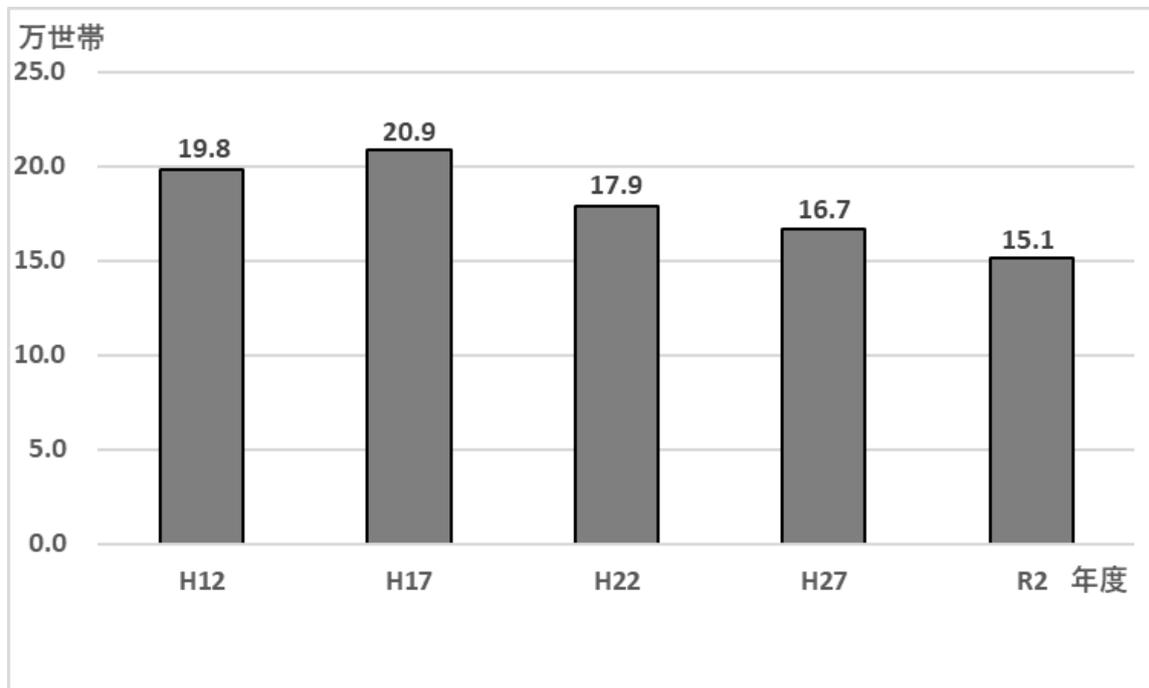
資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例

(5) 子どもを養育している者

① 18歳未満の世帯員のいる世帯数

本県における18歳未満の世帯員のいる一般世帯数は、平成17年以降、減少が続いています。

図10 18歳未満世帯員のいる一般世帯(三重県)



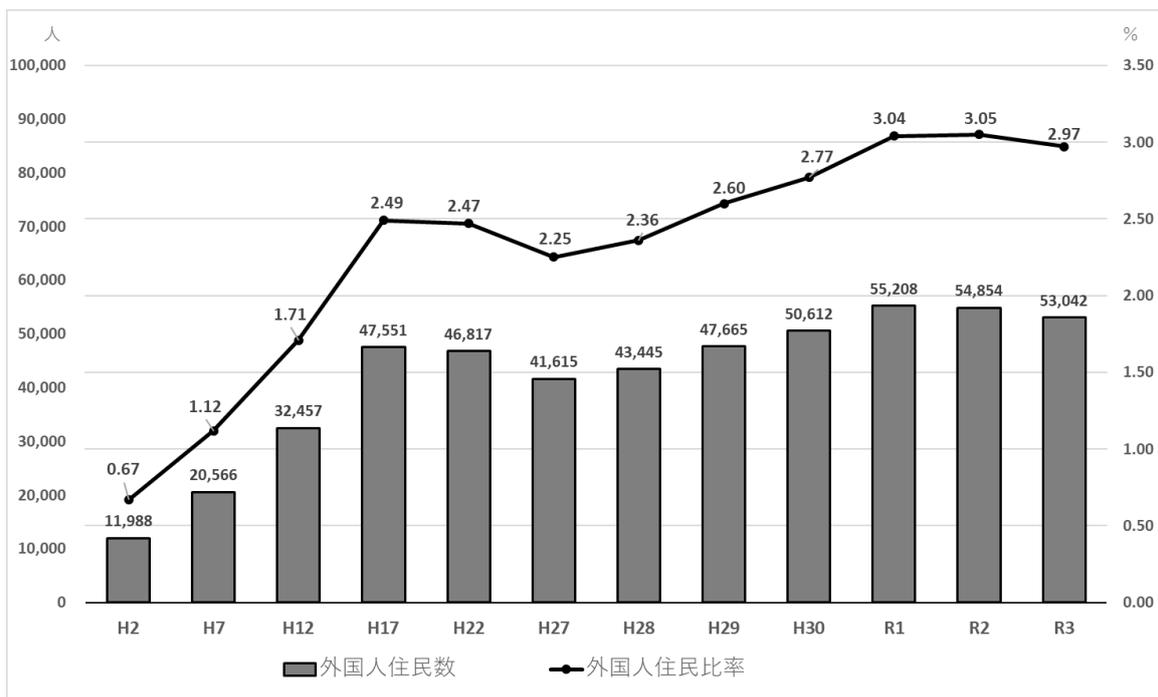
資料：国勢調査(各年版)

(6) 外国人

本県の外国人住民数は、平成2年の入管法の改正以降、増加傾向でしたが、リーマンショックによる経済状況の悪化に伴い、平成20年をピークに一時は減少に転じました。

しかしながら、平成26年から再び増加に転じ、令和元年には過去最高となる55,208人となりました。令和3年はやや減少したものの、過去3番目に多い人数となりました。

図11 外国人住民数、外国人住民比率の推移（三重県）



資料：外国人住民国籍・地域別人口調査

(7) 中国残留邦人

全国の令和 4 年5月 31 日現在の中国残留邦人は、残留日本人孤児は 2,818 人、永住帰国者は 6,724 人です。

資料:厚生労働省 HP「中国残留邦人等の状況」、

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/bunya/engo/seido02/kojitou/kei.html> (参照日:令和 4 年 6 月 27 日)

(8) 児童虐待を受けた者

令和3年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、2,147 件で前年度比 7.3%減となったものの、過去3番目に多い件数となっています。

資料:子ども・福祉部子育て支援課 HP、

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0323800118.htm> (参照日:令和 4 年 6 月 28 日)

(9) ハンセン病療養所入所者

本県出身の療養所入所者数は、28 人(令和 3 年 5 月 1 日現在)です。

資料:三重県医療保健部医療政策課、「ハンセン病療養所入所者数(令和 3 年 5 月 1 日現在)」、

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000800794.pdf>

(10) DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者

三重県警察における配偶者からの暴力相談対応状況をみると、平成 30 年度で 2,074 件となり、2000 件台で推移しています。

資料:三重県子ども・福祉課子育て支援課「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画(令和2年3月)」

(11) 北朝鮮拉致被害者

本県出身の北朝鮮拉致被害者は、0 人です。

資料:外務省 HP、「北朝鮮による日本人拉致問題」、

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page1w_000081.html、(参照日:令和 4 年 6 月 27 日)

(12) 犯罪被害者

令和 3 年の本県における刑法犯認知件数は、7,410 件でした。平成 14 年に戦後最多の 47,600 件をピークに年々減少し、令和 3 年は戦後最少の件数となりました。

資料:三重県警「三重県における刑法犯の認知・検挙状況 令和 3 年中」

(13) 更生保護対象者

更生保護対象者のうち、本県における保護観察対象者は、318 人です。(令和 4 年 6 月 30 日現在)

出典:津保護観察所

(14) 東日本大震災等の大規模災害の被災者

東日本大震災により三重県に避難した被災者は、令和4年4月30日現在で108名となっています。

資料:三重県防災対策部「東日本大震災に伴う支援に関する情報」

https://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/tohoku/62488043189_00048.htm

(参照日:令和4年6月27日)

(15) 母子世帯・父子世帯

本県における20歳未満の子と生計を一にしている配偶者のない者で構成された母子世帯は8,510世帯、父子世帯は2,303世帯となっています。

資料:令和2年国勢調査 人口等基本集計 第9-1表

資料

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
(平成 19 年法律第 112 号) …… 22

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則
(平成 29 年国土交通省令第 63 号) …… 41

- 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の
促進に関する法律施行規則
(平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号) …… 52

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針
(平成 29 年国土交通省告示第 965 号) …… 54

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 11 条
ただし書及び第 12 条第 2 号口の国土交通大臣が定める基準
(平成 29 年国土交通省告示第 941 号) …… 66

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 3 条
第 10 号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等
(平成 29 年国土交通省告示第 940 号) …… 69

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

(平成 19 年法律第 112 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）の基本理念にのっとり、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者
- 二 災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。）により滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者
- 三 高齢者
- 四 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第 2 条第一号に規定する障害者
- 五 子ども（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。）を養育している者
- 六 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

2 この法律において「公的賃貸住宅」とは、次の各号のいずれかに該当する賃貸住宅をいう。

- 一 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅
- 二 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備する賃貸住宅
- 三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第六条に規定する特定優良賃貸住宅（同法第 13 条第 1 項に規定する認定管理期間が経過したものを除く。以下単に「特定優良賃貸住宅」という。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、地方公共団体が住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図ることを目的としてその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る賃貸住宅（当該負担を行うに当たり付した条件に基づきその入居者を公募することとされているものに限る。）

3 この法律において「民間賃貸住宅」とは、公的賃貸住宅以外の賃貸住宅をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第2章 基本方針

第4条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向
 - 二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項
 - 三 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項
 - 四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項
 - 五 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項
 - 六 次条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画及び第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成に関する基本的な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要事項
- 3 基本方針は、住生活基本法第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

（都道府県賃貸住宅供給促進計画）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

- 2 都道府県賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
 - 二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの
 - イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
 - ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
 - ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
 - 三 計画期間
- 3 都道府県賃貸住宅供給促進計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記載するよう努めるものとする。
- 4 都道府県は、当該都道府県の区域内において公社による第9条第1項第七号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する事業の実施が必要と認められ

る場合には、第2項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を記載することができる。

- 5 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、当該都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第3条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、住宅確保要配慮者（同号に規定する資格を有する者を除く。以下この項及び第7条第1項において同じ。）に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、第2項第二号に掲げる事項に、特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。
- 7 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市（特別区を含む。以下同じ。）の長の同意を得なければならない。
- 8 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、第51条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織し、又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。第52条において「地域住宅特別措置法」という。）第五条第一項の規定により地域住宅協議会を組織している都道府県にあっては、当該住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。
- 9 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 10 第4項から前項までの規定は、都道府県賃貸住宅供給促進計画の変更について準用する。

（市町村賃貸住宅供給促進計画）

第6条 市町村は、基本方針（都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている場合にあつては、都道府県賃貸住宅供給促進計画）に基づき、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画（以下「市町村賃貸住宅供給促進計画」という。）を作成することができる。

2 市町村賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- 二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの
 - イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項
 - ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項
 - ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
- 三 計画期間

3 前条第3項から第10項までの規定は、市町村賃貸住宅供給促進計画について準用する。この場合において、同条第3項中「前項各号」とあるのは「次条第2項各号」と、「当該都道府県」とあるのは「当該市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）」と、同条第四項及び第

六項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「第2項第二号」とあるのは「次条第2項第二号」と、同条第5項、第8項及び第9項中「都道府県は」とあるのは「市町村は」と、同条第7項中「都道府県は」とあるのは「町村は」と、「当該都道府県の区域内の市（特別区を含む。以下同じ。）の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第8項及び第9項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「都道府県」と、同条第八項中「都道府県に」とあるのは「市町村に」と読み替えるものとする。

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第7条 特定優良賃貸住宅法第5条第1項に規定する認定事業者（第3項において単に「認定事業者」という。）は、次に掲げる区域内において、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第3条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第3項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を住宅確保要配慮者に賃貸することができる。

一 第5条第6項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域

二 前条第3項において準用する第五条第六項の規定により市町村賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載した市町村の区域

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第11条第1項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第7条第2項の規定」とする。

第4章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

第1節 登録

（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録）

第8条 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。）を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

（登録の申請）

第9条 前条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置

三 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数

- 四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模
 - 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備
 - 六 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合にあつては、その範囲
 - 七 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）で国土交通省令で定める者をいう。）に限る賃貸住宅（第18条第1項において「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」という。）にあつては、その旨
 - 八 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
 - 九 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、第11条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準等）

- 第10条** 都道府県知事は、第8条の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。
- 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。
 - 二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備が、住宅確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 前条第1項第六号に掲げる範囲が定められている場合にあつては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。
 - 五 その他基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が作成されている市町村の区域内にある場合にあつては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内にある場合にあつては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること。
- 2 第8条の登録は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- 一 前条第1項各号に掲げる事項
 - 二 登録年月日及び登録番号
- 3 都道府県知事は、第8条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、第8条の登録の申請が第一項の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第8条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（以下「登録事業」という。）に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第11条 都道府県知事は、第8条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第9条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 第24条第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 五 心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録事項等の変更)

第12条 登録事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、第9条第1項各号に掲げる事項（以下「登録事項」という。）に変更があったとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をする場合には、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による届出（登録事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該届出に係る登録事項が第10条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める場合又は第24条第1項若しくは第2項の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があった登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第13条 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃止の届出)

第 14 条 登録事業者は、登録事業を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、第 8 条の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 15 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の登録を抹消しなければならない。

一 前条第 2 項の規定により登録が効力を失ったとき。

二 第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録が取り消されたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

第 2 節 業務

(登録事項の公示)

第 16 条 登録事業者は、国土交通省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。

(入居の拒否の制限)

第 17 条 登録事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者（当該登録住宅について第 9 条第 1 項第六号に掲げる範囲を定めた場合にあつては、その範囲に属する者。以下この条及び第 20 条第 2 項において同じ。）に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならない。

第 3 節 登録住宅に係る特例

(委託により公社の行う住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備等の業務)

第 18 条 公社は、地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第百 124 号）第 21 条に規定する業務のほか、次に掲げる区域内において、委託により、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（登録住宅であるものに限る。）の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

一 第 5 条第 4 項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を記載した都道府県の区域

二 第 6 条第 3 項において準用する第 5 条第 4 項の規定により市町村賃貸住宅供給促進計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を記載した市町村の区域

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第 49 条第三号中「第 21 条に規定する業務」とあるのは、「第 21 条に規定する業務及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 18 条第 1 項に規定する業務」とする。

(機構の行う登録住宅の改良資金の融資)

第 19 条 独立行政法人住宅金融支援機構（次条において「機構」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号。次条第 1 項において「機構法」という。）第 13 条

第1項に規定する業務のほか、登録住宅の改良（登録住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したることのある建築物の改良を含む。）に必要な資金を貸し付けることができる。

（機構の行う家賃債務保証保険契約に係る保険）

第20条 機構は、機構法第13条第1項に規定する業務のほか、家賃債務保証保険契約に係る保険を行うことができる。

- 2 前項の「家賃債務保証保険契約」とは、機構が事業年度ごとに家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務（以下「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者であって、家賃債務の保証を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国土交通省令で定める要件に該当する者をいう。以下この条において同じ。）と締結する契約であって、家賃債務保証業者が登録住宅に入居する住宅確保要配慮者（以下「登録住宅入居者」という。）の家賃債務（利息に係るものを除く。以下この条において同じ。）の保証をしたことを機構に通知することにより、当該家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、機構と当該家賃債務保証業者との間に保険関係が成立する旨を定めるものをいう。
- 3 前項に規定する家賃債務保証保険契約（第十項において単に「家賃債務保証保険契約」という。）に係る保険関係においては、家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証をした金額を保険価額とし、家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わってする家賃債務の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に100分の70を超えない範囲内において国土交通省令で定める割合を乗じて得た金額を保険金額とする。
- 4 機構が前項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わって弁済をした家賃債務の額から当該家賃債務保証業者が保険金の支払の請求をする時までに当該登録住宅入居者に対する求償権（弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額を控除した残額に、同項の国土交通省令で定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 前項の求償権を行使して取得した額は、家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務のほか利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額に、その弁済をした家賃債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。
- 6 家賃債務保証業者は、保険事故の発生の日から1年を超えない範囲内において国土交通省令で定める期間を経過した後は、保険金の支払の請求をすることができない。
- 7 家賃債務保証業者は、第3項の保険関係が成立した保証に基づき登録住宅入居者に代わって弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。
- 8 保険金の支払を受けた家賃債務保証業者は、その支払の請求をした後登録住宅入居者に対する求償権（家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わって家賃債務の弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第四項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を機構に納付しなければならない。
- 9 前項の求償権を行使して取得した額については、第5項の規定を準用する。
- 10 機構は、家賃債務保証業者が家賃債務保証保険契約の条項に違反したときは、第3項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたって当該保険契約を解除することができる。

(保護の実施機関による被保護入居者の状況の把握等)

第 21 条 登録事業者(第 51 条第 1 項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)は、被保護入居者(被保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者をいう。)である登録住宅入居者をいい、登録住宅入居者となろうとする者を含む。以下この条において同じ。)が家賃の請求に応じないことその他の被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める事情があるときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を保護の実施機関(同法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関をいう。次項において同じ。)に通知することができる。

2 保護の実施機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る被保護入居者に対し生活保護法第 37 条の 2 の規定による措置その他の同法による保護の目的を達するために必要な措置を講ずる必要があるかどうかを判断するため、速やかに、当該被保護入居者の状況の把握その他当該通知に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

第 4 節 監督

(報告の徴収)

第 22 条 都道府県知事は、登録事業者に対し、登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。

(指示)

第 23 条 都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対し、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、登録事業が第 10 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、登録事業者が第 16 条又は第 17 条の規定に違反したときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(登録の取消し)

第 24 条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の登録を取り消さなければならない。

- 一 第 11 条第 1 項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 不正な手段により第 8 条の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の登録を取り消すことができる。

- 一 第 12 条第 1 項の規定に違反したとき。
- 二 前条の規定による指示に違反したとき。

3 都道府県知事は、前 2 項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であった者に通知しなければならない。

第5節 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第25条 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務（前節の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定（以下この節において単に「指定」という。）は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第8条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「第25条第2項の指定を受けた者」とする。

(欠格条項)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 四 第35条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第27条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の登録事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 登録事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第28条 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第29条 指定登録機関（その者が法人である場合にあっては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であった者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定登録機関及びその職員で登録事務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録事務規程)

第30条 指定登録機関は、登録事務に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第1項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第31条 指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第32条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第33条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第 34 条 指定登録機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、登録事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第 35 条 都道府県知事は、指定登録機関が第 26 条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第 25 条第 4 項の規定により読み替えて適用する第 10 条、第 11 条、第 12 条第 3 項若しくは第 4 項、第 13 条又は第 15 条の規定に違反したとき。

二 第 28 条第 2 項、第 31 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。

三 第 30 条第 1 項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

四 第 30 条第 3 項又は第 32 条の規定による命令に違反したとき。

五 第 27 条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人にあってはその役員が登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 都道府県知事は、前 2 項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による登録事務の実施)

第 36 条 都道府県知事は、指定登録機関が第 34 条第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第 2 項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第 25 条第 3 項の規定にかかわらず、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第 1 項の規定により登録事務を行うこととし、第 34 条第 1 項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定を取り消し、又は第 1 項の規定により行っている登録事務を行わないこととする場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(登録手数料)

第 37 条 都道府県は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合においては、第 25 条の規定により指定登録機関が行う登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができる。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

第 6 節 雑則

(資金の確保等)

第 38 条 国及び地方公共団体は、登録住宅の整備のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めなければならない。

(賃貸住宅への円滑な入居のための援助)

第 39 条 都道府県知事は、登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときその他登録住宅入居者(登録住宅入居者であった者を含む。)の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該登録住宅入居者に対し、他の適当な賃貸住宅に円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 5 章 住宅確保要配慮者居住支援法人

(住宅確保要配慮者居住支援法人)

第 40 条 都道府県知事は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第七号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であつて、第 42 条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第 41 条 都道府県知事は、前条の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、支援法人の名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 支援法人は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第 42 条 支援法人は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること。
- 二 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第 43 条 支援法人は、都道府県知事の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第 44 条 支援法人は、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第 1 項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第 45 条 支援法人は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後 3 月以内に、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第 46 条 支援法人は、国土交通省令で定めるところにより、債務保証業務及びこれに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 47 条 支援法人は、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、支援法人は、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第 48 条 都道府県知事は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第 49 条 都道府県知事は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援法人の事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(指定の取消し等)

第 50 条 都道府県知事は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第 41 条第 2 項又は第 45 条から第 47 条までの規定に違反したとき。
- 二 第 44 条第 1 項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。
- 三 第 44 条第 3 項又は第 48 条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第 40 条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
- 五 支援法人又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第 6 章 住宅確保要配慮者居住支援協議会

(住宅確保要配慮者居住支援協議会)

第 51 条 地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「支援協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、支援協議会の運営に関し必要な事項は、支援協議会が定める。

(支援協議会及び地域住宅協議会の連携)

第 52 条 前条第 1 項の規定により支援協議会が組織された地方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項の規定により地域住宅協議会が組織されている場合には、当該支援協議会及び地域住宅協議会は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、相互に連携を図るよう努めなければならない。

第7章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策

(公的賃貸住宅の供給の促進)

第53条 国及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成その他の住宅確保要配慮者の住宅の確保について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。

(民間賃貸住宅への円滑な入居の促進)

第54条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅を円滑に賃借することができるようにするため、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 民間賃貸住宅を賃貸する事業を行う者は、国及び地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための施策に協力するよう努めなければならない。

(情報の提供等)

第55条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に関しその事情に応じた適切な情報を効果的かつ効率的に入手することができるようにするため、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携)

第56条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体への支援)

第57条 国は、地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第8章 雑則

(大都市等の特例)

第58条 第4章の規定により都道府県又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において単に「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において単に「中核市」という。）においては、指定都市若しくは中核市（以下この条において「指定都市等」という。）又は指定都市等の長が行うものとする。この場合においては、同章中都道府県又は都道府県知事に関

する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

(国土交通省令への委任)

第 59 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第 60 条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第 9 章 罰則

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 29 条第 1 項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者
- 二 第 35 条第 2 項の規定による登録事務の停止の命令に違反した者

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 不正の手段によって第八条の登録を受けた者
- 二 第 12 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第 31 条第 1 項又は第 47 条第 1 項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 四 第 31 条第 2 項又は第 47 条第 2 項の規定に違反した者
- 五 第 33 条第 1 項又は第 49 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第 33 条第 1 項又は第 49 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 七 第 33 条第 1 項又は第 49 条第 1 項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- 八 第 34 条第 1 項の規定による許可を受けないで登録事務の全部を廃止した者

第 63 条 第 22 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 64 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 28 日法律第 32 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成 29 年 4 月 26 日法律第 24 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第 2 条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 3 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和元年 6 月 14 日法律第 37 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第 3 条、第 4 条、第 5 条（国家戦略特別区域法 19 条の 2 第 1 項の改正規定を除く。）、第 2 章第 2 節及び第 4 節、第 41 条（地方自治法第 252 条の 28 の改正規定を除く。）、第 42 条から 48 条まで、第 50 条、第 54 条、第 57 条、第 60 条、第 62 条、第 66 条から第 69 条まで、第 75 条（児童福祉法第 34 条の 20 の改正規定を除く。）、第 76 条、第 77 条、第 79 条、第 80 条、第 82 条、第 84 条、第 87 条、第 88 条、第 90 条（職業能力開発促進法第 30 条の 19 第 2 項第一号の改正規定を除く。）、第 95 条、第 96 条、第 98 条から第 100 条まで、第 104 条、第 108 条、第 109 条、第 112 条、第 113 条、第 115 条、第 116 条、第 119 条、第 121 条、第 123 条、第 133 条、第 135 条、第 138 条、第 139 条、第 161 条から第 163 条まで、第 166 条、第 169 条、第 170 条、第 172 条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 29 条第 1 項第一号の改正規定に限る。）並びに第 173 条並びに附則第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 21 条及び第 23 条から第 29 条までの規定 公布の日から起算して 6 月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第 2 条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第7条 政府は、会社法（平成17年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和3年5月10日法律第30号） 抄
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

(平成 29 年国土交通省令第 63 号)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項第一号及び第六号、第 5 条第八項（同法第 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条第 1 項、同項第七号、第九号及び第 2 項、第 10 条第 1 項第一号、第二号、第三号及び第四号、第 12 条第 2 項、第 16 条、第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 25 条第 3 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 1 項及び第 2 項、第 36 条第 3 項、第 44 条第 2 項、第 45 条第 1 項及び第 2 項、第 46 条、第 47 条第 1 項及び第 2 項並びに第 59 条の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

(法第 2 条第 2 項第一号の収入)

第 1 条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）

第 2 条第 1 項第一号に規定する収入は、本人及び当該本人と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）であって、本人と生計を一にする者をいう。以下この条において「同居者」という。）の過去 1 年間における所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 編第 2 章第 1 節から第 3 節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後 1 年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、国土交通大臣の定めるところにより算定した額とし、以下この条において単に「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を 12 で除した額をいう。

- 一 入居者又は同居者に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下この号において「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者 1 人につき 10 万円（その者の給与所得等の金額の合計額が 10 万円未満である場合には、当該合計額）
- 二 同居者又は所得税法第 2 条第 1 項第三十三号に規定する同一生計配偶者（次号において単に「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族（以下この条において単に「扶養親族」という。）で本人及び同居者以外のもの 1 人につき 38 万円
- 三 同一生計配偶者が 70 歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第 2 条第 1 項第三十四号の四に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 10 万円
- 四 扶養親族が 16 歳以上 23 歳未満の者である場合には、その扶養親族 1 人につき 25 万円
- 五 本人又は第二号に規定する者に所得税法第 2 条第 1 項第二十八号に規定する障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 27 万円（その者が同項第二十九号に規定する特別障害者である場合には、40 万円）
- 六 入居者又は同居者に所得税法第 2 条第 1 項第三十号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦 1 人につき 27 万円（その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が 27 万円未満である場合には、当該残額）

七 入居者又は同居者に所得税法第2条第1項第三十一号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき35万円（その者の所得金額から第一号の規定により控除する金額を控除した残額が35万円未満である場合には、当該残額）

（法第2条第1項第一号の国土交通省令で定める金額）

第2条 法第2条第1項第一号の国土交通省令で定める金額は、15万8千円とする。

（法第2条第1項第六号の国土交通省令で定める者）

第3条 法第2条第1項第六号の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 日本の国籍を有しない者
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- 三 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた者
- 四 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの
 - イ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - ロ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 六 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第2条第1項第五号に規定する帰国被害者等
- 七 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等
- 八 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に規定する保護観察に付されている者又は更生保護法第85条第1項（売春防止法第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する更生緊急保護を受けている者
- 九 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項第三号に規定する事業による援助を受けている者
- 十 著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害であって発生した日から起算して国土交通大臣が定める期間を経過していないものにより滅失若しくは損傷した住宅に当該災害が発生した日において居住していた者又は当該災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（国土交通大臣が定めるものを除く。）若しくはこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものに当該災害が発生した日において住所を有していた者

十一 前各号に掲げる者のほか、都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画で定める者

(住民の意見を反映させるために必要な措置)

第4条 法第5条第8項(法第6条第3項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、都道府県賃貸住宅供給促進計画(法第6条第3項において準用する場合にあっては、市町村賃貸住宅供給促進計画)の案及び当該案に対する住民の意見の提出方法、提出期限、提出先その他住民の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例を受けるための特定優良賃貸住宅の入居者を確保することができない期間)

第5条 法第7条第1項の国土交通省令で定める期間は、3月とする。

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例に係る特定優良賃貸住宅の賃貸借の期間)

第6条 法第7条第2項の国土交通省令で定める期間は、5年とする。

(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書)

第7条 法第9条第1項の申請書の様式は、別記様式第一号とする。

(法第9条第1項第七号の国土交通省令で定める者)

第8条 法第9条第1項第七号の国土交通省令で定める者は、配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)であって、住宅確保要配慮者と生計を一にするものとする。

(登録申請書の記載事項)

第9条 法第9条第1項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる事項については、都道府県知事において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

- 一 法人である場合においては、その役員の氏名
- 二 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名)
- 三 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称
- 四 着工又は竣工の年月
- 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する権利の種別及び内容
- 六 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への入居に関する問合せを受けるための連絡先
- 七 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の全部又は一部が、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である場合にあつては、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の位置及び戸数

(登録申請書に添付する書類)

第10条 法第9条第2項の国土交通省令で定める書類（第17条第2項において「添付書類」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模及び設備の概要を表示した間取図
- 二 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人並びにその代表者及び役員を含む。）並びに建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転貸人が法第11条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- 三 登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その代表者及び役員を含む。）が法第11条第1項第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- 四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が、第12条第一号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面
- 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものであるときは、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下この号及び第12条第一号ロにおいて「耐震関係規定」という。）に適合するもの又はこれに準ずるものであることを確認できる書類で次に掲げるもの。ただし、法第八条の登録の申請時に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものでなく、かつ、申請前に当該住宅の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいう。第12条第一号ロ（2）及び第17条第2項において同じ。）の工事を行うことができない特別の事情がある場合において、当該工事の完了後に耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなるときは、当該工事の計画の概要を記載した書面をもって代えることができる。
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行った耐震診断の結果についての報告書
 - ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項の建設住宅性能評価書
 - ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第二号の保険契約が締結されていることを証する書類
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類
- 六 登録の申請が基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内のものである場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであることを誓約する書面
- 七 その他都道府県知事が必要と認める書類

（規模の基準）

第11条 法第10条第1項第一号の国土交通省令で定める各戸の床面積の規模は、25平方メートル（次条第二号イただし書に規定する場合にあっては、18平方メートル）とする。ただし、居

間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準によることができる。

(構造及び設備の基準)

第12条 法第10条第1項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次のいずれにも該当すること。

イ 消防法（昭和23年法律第186号）若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること。

ロ 次のいずれかであること。

(1) 耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

(2) 第10条第五号ただし書に規定する場合にあっては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること

二 次のいずれかに該当すること。

イ 各戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。

ロ 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準を満たすものであること。

(入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準)

第13条 法第10条第1項第三号の国土交通省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

(賃貸の条件に関する基準)

第14条 法第10条第1項第四号の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

(都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項)

第15条 都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第11条及び第12条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

(市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項)

第16条 市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第11条及び第12条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

(心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者)

第 16 条の 2 法第 11 条第 1 項第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出)

第 16 条の 3 登録事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録事業者又はその法第 11 条第 1 項第六号に規定する法定代理人若しくは同項第七号に規定する役員が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、別記様式第 2 号による届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(登録事項等の変更の届出)

第 17 条 法第 12 条第 1 項の規定による変更の届出は、別記様式第三号による登録事項等変更届出書により行うものとする。

2 法第 12 条第 2 項の国土交通省令で定める書類は、添付書類のうちその記載事項が変更されたもの及び第 10 条第五号イからニまでに掲げる書類（同号ただし書に規定する場合において、耐震改修の工事が完了したときに限る。）とする。

(登録事項の公示方法)

第 18 条 法第 16 条の規定による公示は、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(家賃債務保証業者の要件)

第 19 条 法第 20 条第 2 項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 法第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）
- 二 前号に掲げる者のほか、家賃債務の保証を適切かつ確実に実施することができる者として国土交通大臣の登録を受けているもの

(保険価額に乗じる割合)

第 20 条 法第 20 条第 3 項の国土交通省令で定める割合は、100 分の 70 とする。

(保険金の支払の請求期間)

第 21 条 法第 20 条第 6 項の国土交通省令で定める期間は、1 年とする。

(登録事務の引継ぎ)

第 22 条 都道府県知事は、法第 25 条第 3 項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録事務を指定登録機関に引き継ぐこと。
- 二 登録簿及び登録事務に関する書類を指定登録機関に引き継ぐこと。
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

(心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者)

第 22 条の 2 法第 26 条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により登録事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(登録事務規程の記載事項)

第 23 条 法第 30 条第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録事務を行う事務所に関する事項
- 三 手数料の収納の方法に関する事項
- 四 登録事務の実施の方法に関する事項
- 五 登録の結果の通知に関する事項
- 六 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 七 その他登録事務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第 24 条 法第 31 条第 1 項の登録事務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 登録の申請をした者の氏名又は名称及び住所
 - 二 登録の申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置
 - 三 登録の申請を受けた年月日
 - 四 登録又は拒否の別
 - 五 拒否の場合には、その理由
 - 六 登録を行った年月日
 - 七 登録番号
 - 八 登録の内容
 - 九 その他登録事務に関し必要な事項
- 2 前各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第 31 条第 1 項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。
- 3 指定登録機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第 25 条 法第 31 条第 2 項の登録事務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 登録の申請に係る書類
- 二 法第十四条第一項の規定による登録事業の廃止の届出に係る書類
- 三 その他都道府県知事が必要と認める書類

- 2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項の書類に代えることができる。
- 3 指定登録機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（登録事務の引継ぎ）

第 26 条 指定登録機関は、法第 36 条第 3 項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録事務を都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類を都道府県知事に引き継ぐこと。
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

（住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定の申請）

第 27 条 法第 40 条の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 法第 40 条に規定する支援業務（以下単に「支援業務」という。）を行おうとする事務所の所在地
 - 三 支援業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請に係る意思の決定を証する書類
 - 四 法第 40 条第一号に規定する支援業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類
 - イ 組織及び運営に関する事項
 - ロ 支援業務の概要に関する事項
 - 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
 - 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 七 その他都道府県知事が必要と認める書類

（債務保証業務規程で定めるべき事項）

第 28 条 法第 44 条第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 被保証人の資格
- 二 保証の範囲
- 三 保証の金額の合計額の最高限度
- 四 一被保証人についての保証の金額の最高限度
- 五 保証契約の締結及び変更に関する事項
- 六 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- 七 保証債務の弁済に関する事項
- 八 求償権の行使方法及び償却に関する事項

九 業務の委託に関する事項

(事業計画等の変更の認可の申請)

第 29 条 支援法人は、法第 45 条第 1 項後段の規定により支援業務に係る事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第 30 条 支援法人は、法第 45 条第 2 項の規定により支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を提出するときは、財産目録及び貸借対照表を添付しなければならない。

(区分経理の方法)

第 31 条 支援法人は、法第 43 条第 1 項に規定する債務保証業務（次条第 3 項及び第 33 条第 3 項において単に「債務保証業務」という。）及びこれに附帯する業務（次項において「債務保証業務等」という。）に係る経理について特別の勘定を設け、その他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

2 支援法人は、債務保証業務等とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

(帳簿)

第 32 条 法第 47 条第 1 項の支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第 42 条第一号に規定する家賃債務の保証（以下この項及び次条第 1 項第一号において「債務の保証」という。）の相手方の氏名及び住所
- 二 債務の保証を行った年月日
- 三 債務の保証の内容
- 四 その他債務の保証に関し必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第 47 条第 1 項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 支援法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(書類の保存)

第 33 条 法第 47 条第 2 項の支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるもの又はこれらの写しとする。

- 一 債務の保証の申請に係る書類
- 二 保証契約に係る書類
- 三 弁済に係る書類
- 四 求償に係る書類

- 2 前項に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ支援法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって前項の書類に代えることができる。
- 3 支援法人は、第1項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、債務保証業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

附 則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日（平成29年10月25日）から施行する。

附 則 （平成29年12月22日国土交通省令第71号）

この省令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 （平成30年7月10日国土交通省令第57号）

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日前にされた住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第九条の登録の申請であって、この省令の施行の際、都道府県知事による登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成30年9月28日国土交通省令第75号）

この省令は、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行の日（平成30年10月1日）から施行する。

附 則 （令和元年9月13日国土交通省令第34号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年9月14日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第11条、第24条及び第26条の規定 整備法附則第1条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）

附 則 （令和2年12月23日国土交通省令第98号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和二年一二月二八日国土交通省令第一〇四号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、令和3年1月1日から施行する。

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この省令による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条の規定は、令和3年7月1日以後に行われる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二条第一項第一号に規定する収入の計算（以下この条において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日国土交通省令第17号）

この省令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月19日国土交通省令第36号）

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年5月20日）から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

（省略）

別記様式第2号（第16の3関係）

（省略）

別記様式第3号（第17条関係）

（省略）

○国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

(登録事業者の要件)

- 第 1 条** 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であること。
 - 二 法第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人であること。
 - 三 賃貸住宅管理業者登録規程（平成 23 年国土交通省告示第 998 号）第 3 条第 1 項の規定による登録を受けていること。
 - 四 第一号の構成員が団体である場合にあっては、当該団体の構成員であること。
 - 五 前各号のいずれかに該当する者に対し、法第十条第五項に規定する登録住宅のうち、法第 21 条第 1 項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において単に「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

(被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情)

- 第 2 条** 法第 21 条第 1 項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 被保護入居者が家賃又は共益費（以下この条において「家賃等」という。）の請求に応じないこと。
 - 二 被保護入居者が家賃等を滞納していること（当該被保護入居者に対して生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 14 条に規定する住宅扶助又は同法第 12 条に規定する生活扶助のための保護金品が支給される月に家賃等を支払う旨を当該被保護入居者が約している場合を除く。）。
 - 三 被保護入居者が過去に他の賃貸住宅において家賃等を滞納していた事実があることその他被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかであること。

(通知の方法)

- 第 3 条** 法第 21 条第 1 項の規定による通知は、別記様式による通知書により行うものとする。
- 2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、生活保護法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。
- 一 通知をしようとする者が第一条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面
 - 二 賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

附 則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号）の施行の日（平成 29 年 10 月 25 日）から施行する。

附 則 （令和元年 6 月 28 日厚生労働省・国土交通省令第 2 号）

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則別記様式による通知書は、この省令による改正後の別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （令和 2 年 12 月 23 日厚生労働省・国土交通省令第 2 号）

（施行期日）

1 この省令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第 3 条関係）

（省略）

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針

(平成 29 年国土交通省告示第 965 号)

住宅は、国民の健康で文化的な生活を実現する上で不可欠な基盤であるが、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者等の住宅確保要配慮者については、その属性に応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅が十分に供給されていないこと、民間賃貸住宅市場において入居制限が行われていること等、適切な規模、構造等の賃貸住宅の確保を困難にする特別な事情等が存在し、その居住水準が比較的低い状況にある場合が少なくないことから、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）においても、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保が住宅政策の基本理念の一つとして位置付けられているところである。

このような状況に鑑み、平成 19 年 7 月に公布及び施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）においては、これら住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、国及び地方公共団体の責務等が規定された。

また、平成 29 年 10 月には住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号）が施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等が創設されたところである。

この基本的な方針は、このような住宅セーフティネット法の趣旨に則り、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進するための施策が各地域で効率的かつ効果的に推進されるよう、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図る上での基本的な方向等の必要な事項を定めるものである。

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向

1 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 高齢者、障害者等の居住に適したバリアフリー化された賃貸住宅又は子育てに適したゆとりある面積を有する賃貸住宅等の各々の属性に応じた適切な規模、構造等を有する賃貸住宅が民間賃貸住宅市場において十分に供給されていないこと、民間賃貸住宅市場において家賃滞納、孤独死、事故及び騒音等に対する不安から入居が制限される場合があること、家賃を負担するために必要な収入が十分でないこと等の民間賃貸住宅市場において適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する者
- (2) 災害によって自らが居住する住宅を失った等の特別な事情により適切な規模、構造等の賃貸住宅を確保することについて高い緊急性を有する者

具体的には、ホームレスや生活保護受給者等を含む低額所得者、被災者（発災から 3 年以内の災害又は大規模災害によるものに限る。）、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者、ひとり親家庭等の子どもを養育する者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者、拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者及び矯正施設退所者が住宅セーフティネット法において住宅確保要配慮者として規定されている。また、地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養

護施設退所者、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）、UIJターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者等多様な属性の者が住宅確保要配慮者に含まれ得る。なお、それぞれの属性の住宅確保要配慮者に対する支援措置の必要性については、各地域における住宅確保要配慮者の賃貸住宅の確保に係る困難性及び緊急性の程度や賃貸住宅市場の状況等によるものと考えられる。

2 住宅確保要配慮者の居住の実態の把握

住宅確保要配慮者については、地域によって、また、その属性によって、住宅困窮度等の居住実態は異なるものと考えられることから、住宅確保要配慮者に対する施策を進めるに当たっては、地方公共団体等が地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況について、できるだけ具体的に把握することが重要である。

3 重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの整備

住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するためには、公営住宅の的確な供給に加えて、地域優良賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）及び地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅等の公的賃貸住宅の的確な供給並びにサービス付き高齢者向け住宅や住宅セーフティネット法第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅として都道府県知事等の登録を受けた住宅（以下「登録住宅」という。）等民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進することにより、賃貸住宅市場全体を活用する視点から、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを効率的かつ効果的に整備することが必要である。

4 国と地方公共団体の役割分担

重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築に当たっては、住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を的確に把握するとともに、地域における賃貸人等の意向や居住支援の実態等も踏まえた上で、具体的な施策を展開していくことが重要であることから、地方公共団体が主体的に取り組んでいく必要がある。

また、国においては、地方公共団体の取組みに対して、必要な情報提供、技術的な助言、財政的支援等を実施することにより、住宅セーフティネットの構築を支援していく必要がある。

5 住宅確保要配慮者に対する支援措置の選択

各地域における住宅確保要配慮者への支援措置については、賃貸住宅の確保について配慮を必要とする特別な事情、地域の賃貸住宅市場の状況等を踏まえて適切に選択することが必要である。

例えば、適切な規模、構造等の民間賃貸住宅が当該地域に存在しているものの、家賃滞納、孤独死、事故及び騒音等への不安から住宅確保要配慮者に対する入居制限が行われている場合には、必要な居住支援を行う等民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するための措置を講じることが必要である。また、適切な規模、構造等の公的賃貸住宅ストックが存在する場合には、優先入居等を通じた当該ストックの有効活用を図ることも効果的である。

一方、高齢者、障害者等の居住に適したバリアフリー化された賃貸住宅又は子育てに適したゆとりある面積を有する賃貸住宅等、住宅確保要配慮者にとって必要な規模、構造等を有

する賃貸住宅が当該地域に存在しない場合には、高齢者に特有の身体機能等の低下や障害者の心身の特性に応じた設備等の設置に配慮しつつ、このような賃貸住宅の整備を促進するための施策を講じることが必要である。また、収入が低額である等の理由により適切な規模、構造等の賃貸住宅の確保が困難となっている低額所得者に対しては、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することが必要である。

6 住宅ストックの活用

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に当たっては、特に、全国で住宅の空き家及び空き室が増加している状況を踏まえ、住宅ストックの有効活用を図ることが重要である。

7 福祉及び医療等の他の施策や関係者相互の連携

住宅確保要配慮者の居住の安定を図るためには、賃貸住宅の供給の促進と併せて、自立支援、福祉サービス等の提供や良好な居住環境の形成を促進することが重要である。

特に、高齢者及び障害者については、福祉行政及び医療行政における地域包括ケアの推進の動き、大都市圏等における急速な高齢化の進展、障害者福祉施設等から地域生活への移行の促進等これらの者を取り巻く状況が変化する中、自立した生活を送れる環境整備を進める観点から、賃貸住宅の供給の促進に関する施策と福祉施策等との連携が重要であると考えられる。

このため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の推進に当たっては、関連する情報の提供及び住宅や関連施設の整備、運営等の様々な局面において、住宅関連部局と高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等を担当する福祉関連部局、在宅医療等を担当する医療関連部局、失業者の就労支援等を担当する自立支援関連部局、まちづくり関連部局等との連携を積極的に推進する必要がある。

また、公的賃貸住宅の管理主体、民間賃貸住宅の賃貸人、宅地建物取引業者、賃貸住宅の管理を業とする者、非営利活動法人、社会福祉法人等も含め、関係者間の密接な連携を構築することが、施策の効果的な推進を図る上で不可欠と考えられる。

これらの連携を進める上で、住宅セーフティネット法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）や地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅特別措置法」という。）第5条第1項に規定する地域住宅協議会の枠組みを積極的に活用することが有効である。この際、とりわけ市町村における取組みの強化が必要である。

また、賃貸人、宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者を会員とする団体において、これらの会員への普及啓発等も含め、地方公共団体の施策への積極的な協力が行われることは、関連施策の効果的な推進に大きく寄与するものと考えられることから、これらの取組みの促進及び支援を図ることが必要である。

8 コミュニティー等への配慮

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策は、様々な属性の世帯が共生し、バランスのとれたコミュニティーが形成されることに十分配慮して推進することが重要である。また、高齢者、障害者等の居住の安定を図る上で、これらの者の生活をサポートする子ども世帯等と同居又は近居を行うことは有効な方策の一つと考えられることから、高

齢者、障害者等とその子ども世帯等との同居又は近居への支援や血縁に基づかない共同居住等の要望への対応等を的確に行うことも重要である。

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項

住宅確保要配慮者が賃貸住宅に入居する際には、家賃滞納、孤独死、事故及び騒音等に対する不安から賃貸人等に入居を拒まれるケースがあることから、住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅の確保が求められている。

このため、地方公共団体においては、公営住宅を含む公的賃貸住宅及び登録住宅の供給の目標を設定することとする。

三 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項

住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進は、各地域に存在する既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進することが重要である。

1 公営住宅の整備及び管理に関する基本的な事項

住生活基本法第 17 条第 1 項に規定する住生活基本計画（都道府県計画）に定められた供給の目標量を踏まえ、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 3 条に基づき、真に住宅に困窮する低額所得者に公営住宅を公平かつ的確に供給することが重要である。

また、地域における低額所得者の居住の状況や公営住宅ストックの老朽化の状況に応じて、社会資本整備総合交付金等の活用により、必要となる公営住宅の整備やストックの改善を計画的に進めることが必要である。加えて、福祉行政と積極的に連携し、大規模な公営住宅団地の建替えや既存の公営住宅における低利用施設又は未利用施設の有効活用等を通じて、福祉施設、介護施設、子育て関連施設、医療施設等を併設することにより、周辺地域も含めた居住環境の整備を推進することが必要である。

この際、各地域において公営住宅の供給が必要となる低額所得者の心身の状況、世帯構成等を踏まえて、これらの者に適した規模、構造等の住宅を的確に供給することが必要である。

地域の低額所得者の公営住宅に対する需要が、その供給を上回っている場合であっても、既存の公営住宅等のストックの有効活用、借上公営住宅制度の活用、公営住宅の建替え等を通じて供給戸数を増やす等、効率的な方策の可能性について検討することが重要である。

公営住宅ストックは、入居者資格を有する者のうち、住宅の確保に特段の配慮が必要な特別の事情を有する者の居住の安定を確保するために有効に活用することが重要であり、公営住宅法第 23 条第 1 号イ若しくはロ又は第 29 条第 2 項の条例で定める金額の適切な設定のほか、特に住宅困窮度が高いと考えられる者に対する優先入居や被災者に対する災害公営住宅の建設等の施策を地域の状況に応じた的確に実施することが必要である。

また、高齢者、障害者等とその親族等との同居又は近居を促進する観点から、子ども世帯の近傍の住戸へ的高齢の親世帯の住替え、近傍に親世帯が居住する子ども世帯の優先入居等の施策を推進することや、高齢者、障害者等の居住の安定を図る観点から、例えば高層に住んでいる高齢者、障害者等を 1 階の住戸へ住み替えるための特定入居を推進する必要がある。

また、公営住宅ストックを有効活用して公営住宅の公平かつ的確な供給を推進する観点から、地域における公営住宅、住宅困窮者等の実情を勘案しつつ、期間満了後の入居者の居住

の安定確保にも十分配慮した上で、公営住宅における定期借家制度（期限付き入居）の活用を図ることが必要である。さらに、障害者等の地域における自立生活を支援するため、精神障害者、知的障害者、認知症高齢者等に対するグループホーム事業への活用等を推進することが重要である。

2 地域優良賃貸住宅制度等に関する基本的な事項

地域優良賃貸住宅制度は、従来の特定優良賃貸住宅制度及び高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭等各地域において賃貸住宅の確保に関し特に配慮を要する者に施策対象を重点化した上で、社会資本整備総合交付金等を活用して整備に要する費用及び家賃の低廉化に要する費用を助成することにより、国及び地方公共団体の連携の下で、民間事業主体等による良質な賃貸住宅の供給の促進を図るものである。

本制度は、地域における重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図る上で効果的かつ効率的な施策であると考えられることから、住宅確保要配慮者に適した賃貸住宅ストックが十分に整備されていない地域において、本制度の積極的な推進を図ることが重要である。

この際、地方公共団体が、各地域における住宅確保要配慮者の状況を十分に踏まえ、地域住宅計画等に整備費助成の対象とする入居者資格の範囲を設定することにより、各地域で特に支援が必要とされる住宅確保要配慮者に対し、必要な賃貸住宅を的確に供給することが重要である。

3 都市再生機構が整備及び管理を行う賃貸住宅に関する基本的な事項

都市再生機構が整備及び管理を行う賃貸住宅は、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る上で重要な役割を担うストックと考えられ、ストックの規模、構造等の内容、各地域における住宅確保要配慮者の状況等に応じて、住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネット法第10条第1項に掲げる基準に適合するストックに係る情報提供や優先入居の実施、ストック更新に伴う入居者負担の増加の抑制等を通じて、住宅セーフティネットを充実させることが重要である。

また、高齢者、障害者、子どもを養育する者等の居住の安定の確保が必要と考えられる地域において、居住者や都市再生機構のストックの状況、将来の需要動向を踏まえつつ、エレベーターの設置や手すりの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、建替事業に伴って生ずる余剰地や既存の団地内の施設等を有効活用した医療施設、福祉施設、子育て支援施設等の誘致等を通じて、都市再生機構団地の地域医療福祉拠点化を図り、住宅確保要配慮者にとって居住しやすい環境の整備を計画的に推進することが重要である。

さらに、災害が発生した場合に、被災者の居住の安定の確保を図るため、都市再生機構のストックを活用することも重要である。

これらの取組みの推進に当たっては、居住支援協議会の場や地域住宅協議会の場も活用しながら、地方公共団体と都市再生機構との連携を密にするとともに、地域の住宅事情を勘案して、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者居住安定法」という。）に基づき地方公共団体の要請を受けて都市再生機構が高齢者向けの賃貸住宅を供給することや、都市再生機構のストックを借上公営住宅や地域優良賃貸住宅として活用することについても、必要に応じて検討することが重要である。

また、都市再生機構団地の地域医療福祉拠点化等の推進に当たっては、地方公共団体の医療関連部局、福祉関連部局、自立支援関連部局及びまちづくり関連部局、並びに社会福祉協議会、社会福祉法人、非営利活動法人及び民間事業者等の地域関係者と連携及び協力することが重要である。

4 その他公的賃貸住宅に関する基本的な事項

地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅等その他の公的賃貸住宅についても、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る上で重要な役割を担うストックであると考えられるため、都市再生機構が整備する賃貸住宅と同様に、住宅確保要配慮者に対する優先入居を実施する等により、ストックの有効活用を推進することが重要である。

5 公的賃貸住宅に関する情報の提供や相談の実施に関する基本的な事項

公的賃貸住宅への入居を希望する住宅確保要配慮者に対して、公的賃貸住宅の入居者募集に係る情報が提供されるよう、必要な措置が講じられることが必要である。

この際、住宅確保要配慮者が、自らに適しか公的賃貸住宅を適切に選択できるよう、バリアフリー化の状況等の住戸の規模、構造等に関する情報、周辺地域における福祉施設等の立地状況等に関する情報、当該住戸で受けられる居住支援サービスの内容等の様々な情報を的確に提供することが重要である。

6 公的賃貸住宅の供給の促進と住宅確保要配慮者の自立支援や福祉に関する施策、良好な居住環境の形成に関する施策等との連携に関する基本的な事項

大規模な公的賃貸住宅団地の建替えに当たっては、地域の需要に応じ、当該地域の利便性向上や良好なまちづくりを推進する観点から、デイサービス、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設、生活介護事業所、自立訓練事業所等の障害福祉サービス事業所、保育所等の併設等を推進することが重要である。

また、団地内の空き施設、空き地等については、福祉部局等とも連携し、団地内及び周辺に居住する高齢者等の居住の安定に資する施設を立地させることが重要である。

さらに、公的賃貸住宅において自立支援、福祉サービス等と連携して住宅供給を推進するプロジェクトを進めることも、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る上で有効である。

これらに加え、公的賃貸住宅の整備は、魅力あるまちづくりを推進する上で有効な手段の一つであることを踏まえ、地域の状況に応じて、中心市街地活性化をけじめとする地域活性化のための施策等、まちづくりに関連する施策との連携を推進することが重要である。

7 地域住宅計画に公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項を記載する際の留意事項

地域住宅特別措置法第6条第1項に規定する地域住宅計画において、当該計画を策定する地方公共団体以外の主体が管理し、又は所有する公的賃貸住宅に関する事項を記載する場合には、当該地方公共団体は、事前にこれらの主体と連絡調整を十分に行い、関連施策を円滑に推進することが重要である。

四 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的な事項

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するに当たっては、各地域において、支援を必要とする住宅確保要配慮者の属性、円滑な入居を困難にしている要因及び必要とする支援措置を的確に把握した上で、適切な施策を講じることが必要である。

また、住宅セーフティネット法において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録、居住支援協議会の組織や居住支援法人の指定、適正な家賃債務保証業者に対する独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）の保険による支援、生活保護受給者の居住の安定の確保の支障となる事情についての保護の実施機関への通知に関する手続き等が規定されていることを踏まえ、地方公共団体、民間賃貸住宅の賃貸人、家賃債務保証業者、居住支援活動を行う法人等の各関係者が積極的に施策に取り組むとともに、居住支援協議会等を活用し、関係者の緊密な連携の下、必要な支援を効果的に実施していくことが必要である。

1 登録住宅の供給に関する基本的な事項

住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境を整備するため、地方公共団体においては、登録住宅の確保に積極的に取り組む必要がある。その際には、賃貸人等に登録を働きかけるだけでなく、賃借人の特性に応じた住宅の供給促進のための賃貸人への支援措置や、住宅確保要配慮者の入居の受入れに当たり賃貸人が抱く不安を解消するための居住支援等の取組みを併せて提供することが有効である。また、空き家対策を行っている部局と連携を図り、空き家情報を活用し、所有者に有効活用する意向がある場合や、居住支援活動を行う法人等が住宅確保要配慮者のために活用したい意向がある場合等には、所有者に対して登録住宅として活用することを働きかけることも有効である。また、入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の属性については、登録住宅を賃貸する事業者（以下「登録事業者」という。）が選択できることとしているが、できるだけ多くの属性を選択するよう、登録事業者に働きかけることが望ましい。また、登録を受けようとする事業者は、入居を受け入れることとする場合の条件を付すことも可能であるが、対象者の範囲が極端に狭くなることや合理性のない差異を設けること等は不当な制限に当たることから、登録を受けることができないことに留意する必要がある。

さらに、登録事業者が本制度を悪用することのないよう、都道府県、政令市又は中核市（以下「登録主体」という。）は、例えば、入居を拒まないとしていながら入居を拒んだこと、入居者募集中として広告していながら応募時には既に入居者が決まっていることが連続して発生していること、実際には世帯として構成されていない他人同士を1戸の登録住宅に住まわせていること等の情報が、入居希望者、入居者等から寄せられた場合には、必要に応じて、報告の徴収や指示等を行い、悪質な場合には登録の取消しや登録事業者の名称の公表を行う必要がある。

なお、住宅セーフティネット法第5条第1項及び第6条第1項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画（以下「供給促進計画」という。）を策定することで、住宅確保要配慮者の追加や登録基準の一部の強化及び緩和といった措置が可能であり、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅事情を踏まえ、地方公共団体においては、供給促進計画の策定やそれらの措置の必要性について十分検討する必要がある。

また、被災者、DV被害者等で緊急に住宅の確保が必要な者については、入居者資格を満たさない場合又は登録住宅が登録基準に合致しなくなる場合であっても、一時的に登録住宅に入居させることは差し支えないことから、登録事業者においては、必要に応じて登録主体に相談又は確認をした上で、入居させることが考えられる。

2 居住支援活動の充実に関する基本的な事項

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、その居住の安定を確保するためには、各地域において、居住支援活動が積極的に行われる必要がある。

このため、まずは、地方公共団体の住宅部局並びに自立支援関連部局及び福祉関連部局、民間賃貸住宅の賃貸人、宅地建物取引業者及び賃貸住宅を管理する事業を行う者を会員とする団体、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う法人等の関係者が密接に連携するためのプラットフォームとして居住支援協議会を設立し、相互の情報共有、住宅確保要配慮者や賃貸人に対する情報提供等に取り組む必要がある。都道府県のほか、政令市、中核市等の比較的規模の大きな地方公共団体においては自ら居住支援協議会を設立するとともに、比較的規模の小さな地方公共団体においては都道府県の居住支援協議会の構成員となる等、地方公共団体が居住支援協議会の活動に積極的に取り組むことが重要である。なお、都道府県の居住支援協議会と当該都道府県内の市町村の居住支援協議会は、居住支援活動の重複や不整合等を防止するため、双方の活動内容等に係る情報交換や必要な調整を行うことが望ましい。

また、都道府県は、登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する家賃債務保証、住宅相談等賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供及び相談、見守り等の住宅確保要配慮者の生活支援といった居住支援活動を行う法人について、居住支援法人として指定することができるので、適正に居住支援活動を行うと認められる者について積極的に指定をすることが望ましい。

3 家賃債務保証の充実に関する基本的な事項

賃貸住宅の賃貸人が入居者に求める家賃債務保証は、連帯保証人から家賃債務保証業者へと移行しつつあるが、住宅確保要配慮者については、家賃滞納や孤独死等の保証事故の発生リスクが高いと判断されて、家賃債務保証業者から保証を断られるケースがある。また、保証事故が発生した場合には、家賃債務保証業者が賃貸人に対して代位弁済した後、賃借人からその費用を回収することとなるが、回収方法が定められていないこと等に起因して賃借人との間でトラブルとなるケースがある。

そのため、適正に家賃債務保証の業務を行う者を国に登録する制度を創設したので、今後は、地方公共団体においても家賃債務保証業者にその登録を促すとともに、賃貸人や賃借人に対してその情報を広く提供していくことが重要である。

また、住宅金融支援機構は、登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して、国に登録された家賃債務保証業者や居住支援法人がその家賃債務を保証する場合に、当該保証の保険引受けをすることとしたので、住宅確保要配慮者の登録住宅への入居円滑化を図るため、この保険について周知及び普及を行う必要がある。

4 生活保護受給者の賃貸住宅への入居円滑化に関する基本的な事項

生活保護受給者が民間賃貸住宅に居住する場合の家賃等については、必要に応じて住宅扶助費等として生活保護受給者に支給されるが、一部の生活保護受給者がそれを家賃の支払いに充てずに滞納してしまうケースがあり、賃貸人は生活保護受給者の入居に拒否感を有する傾向にある。また、滞納が重なれば住宅からの退去を迫られる等生活保護受給者本人の居住の安定も阻害されることとなる。そこで、住宅セーフティネット法においては、賃貸人から生活保護受給者の家賃滞納等居住の安定確保を図る上で支障となる事情を保護の実施機関に情報提供し、情報提供を受けた保護の実施機関は速やかに事実確認を行って、保護の実施機関が生活保護受給者に代わって賃貸人に住宅扶助費等を交付する代理納付の可否やその他の

措置をとる必要があるかどうかを判断するという手続きが設けられた。この手続きが生活保護受給者の住宅確保に資するものとなるよう、保護の実施機関その他の関係者が協力し、速やかな事実確認、代理納付の要否の判断等を行っていくことが重要である。

5 住宅金融支援機構による改修費への融資に関する基本的な事項

住宅確保要配慮者の居住環境の改善のためバリアフリー改修及び耐震改修等の必要な工事を行う場合や、低家賃の賃貸住宅の供給促進のため共同居住型住宅（いわゆるシェアハウス）への改修工事を行う場合等について、住宅金融支援機構は、登録住宅の改修を行う賃貸人に対して改修費用を融資することが可能なため、その旨について賃貸人に対して周知及び普及を行う必要がある。

6 国及び地方公共団体による登録住宅に係る支援措置に関する基本的な事項

国及び地方公共団体は、登録住宅に居住する住宅確保要配慮者の居住環境の向上のため、地域の実情等を踏まえ、賃貸人等が行う登録住宅の改修に対して支援を行うことや、登録住宅に居住する住宅確保要配慮者の負担軽減のため家賃や家賃債務保証料の低廉化に対して支援を行うことが考えられる。

これらの支援を行うに当たっては、地域における住宅確保要配慮者や賃貸人等のニーズを踏まえ、入居対象者、地域等を限定して行うことも考えられる。

7 住宅確保要配慮者に対する情報提供等に関する基本的な事項

国、地方公共団体の住宅部局並びに自立支援関連部局及び福祉関連部局、宅地建物取引業者及び賃貸住宅を管理する事業を行う者に係る団体、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う法人等においては、居住支援協議会等の場を活用して情報の共有を図るとともに、必要な情報が住宅確保要配慮者及び賃貸人等に広く周知されるよう十分に連携して取り組んでいくことが必要である。

五 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

賃貸人等は、賃貸借契約の目的を達成するために、住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅を適正に維持管理し、計画的に維持修繕を行う必要がある。また、国は、当該賃貸住宅における各種トラブルを未然に防ぐための知見や、共同居住型住宅の運営管理に関する知見等、賃貸人等が住宅確保要配慮者の入居を受け入れるに当たって活用可能な情報の提供に努めることとしているので賃貸人等は、これらの情報も有効に活用し、住宅確保要配慮者の円滑な入居や居住の安定を図っていくことが期待される。

登録事業者は、登録住宅について、常に登録基準に適合する状態に保つよう、適正に維持管理しなければならない。また、登録主体は、登録住宅が適正に管理されるよう、必要に応じて、登録住宅の管理の状況について、報告徴収等により実態を把握するとともに、老朽化や災害による損傷等に留意し、適正な維持管理について助言及び指導を行うよう努めることとする。

さらに、地方公共団体、居住支援協議会等は、住宅確保要配慮者が家賃の滞納等の理由によりやむを得ず登録住宅から退去する場合には、公営住宅や他の登録住宅等の情報を適切に提供すること等により、速やかに居住の安定が確保されるよう努めることが必要である。

六 供給促進計画の作成に関する基本的な事項

都道府県は、住宅セーフティネット法及び本基本方針に従い、また、住生活基本計画（都道府県計画）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画と調和を図りつつ、住宅セーフティネット法第5条第1項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画を策定することが望ましい。市町村は、住宅セーフティネット法及び本基本方針（都道府県賃貸住宅供給促進計画が定められている場合にあつては住宅セーフティネット法、本基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に従い、また、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と調和を図りつつ、住宅セーフティネット法第6条第1項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画を策定することが望ましい。

また、供給促進計画を策定する地方公共団体以外の主体が管理し、又は所有する公的賃貸住宅に関する事項を記載する場合には、当該地方公共団体は、事前にこれらの主体と連絡調整を十分に行うことが重要である。

1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

供給促進計画においては、各行政区域内における公営住宅を含む公的賃貸住宅及び登録住宅の供給の目標を定めるものとする。

供給促進計画の策定に当たっては、住宅部局と福祉部局とが連携し、住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を把握した上で、目標の設定や施策の検討を行う必要がある。

また、供給の目標については、できる限り定量的な目標とすることが望ましい。その際、住生活基本計画（都道府県計画）や公営住宅等長寿命化計画等の他の計画と整合したものとする必要がある。

2 目標を達成するために必要な事項

(1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

公営住宅については、既存の公営住宅の維持管理や建替え等を適切に実施するほか、特に住宅に困窮する住宅確保要配慮者のために有効に利用されるよう、必要に応じて、優先入居、特定入居、定期借家制度等を活用するほか、高額所得者による適切な明渡しを進めていく必要があり、それらの施策を供給促進計画に定めることが考えられる。また、公営住宅の建替え等を契機として、住宅確保要配慮者の居住を支援するための施設の導入について検討することが望ましく、それらの検討や導入の対象となる団地を供給促進計画に位置付けることも考えられる。

地域優良賃貸住宅等については、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図るための一施策として、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、必要に応じて地方公共団体が自ら供給することや、民間事業者等の供給を地方公共団体が支援すること等の施策を供給促進計画に定めることが考えられる。

都市再生機構や地方住宅供給公社その他の公的賃貸住宅の事業主体が整備及び管理を行う賃貸住宅については、各事業主体と、地域における住宅確保要配慮者の居住の実態や住宅の供給状況等の情報を共有し、当該地域での供給のあり方や具体的な供給方法を供給促進計画に定めることが考えられる。

なお、公的賃貸住宅において居住支援を実施するに当たり、住宅の管理を行う事業主体だけでは十分な対応が困難である場合には、居住支援協議会等の場も通じて、地方公共団体の福祉部局や居住支援活動を行う法人等と連携し、入居者の状況に応じた居住支援が適

切に実施されるようにしていく必要があり、それらの施策を供給促進計画に定めることが考えられる。

(2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

地方公共団体においては、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、賃貸人等に対して登録住宅の積極的な提供を働きかけるとともに、空き家対策と連携して登録住宅を確保することも有効であると考えられることから、それらの登録住宅の確保の取組みについて供給促進計画に定めることが考えられる。

また、登録事業者による登録住宅制度の悪用等の不適切な事態が発生しないよう、登録主体においては、福祉部局とも連携しながら、必要な指導監督を行っていく必要があることから、それらの指導監督の取組みについて供給促進計画に定めることが考えられる。

住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実のため、居住支援協議会や居住支援法人の積極的な活動が重要であり、居住支援協議会の設立やその具体的な取組み、居住支援法人の指定や具体的な活動等について、供給促進計画に定めることが考えられる。

これらの住宅セーフティネット法に関連する取組みのほか、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の入居の円滑化に関して独自に地方公共団体が取り組む施策、例えば、住宅確保要配慮者の入居に配慮する賃貸住宅や、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅を紹介する事業者の情報提供等の施策を供給促進計画に位置付けることも考えられる。

また、登録住宅以外の賃貸住宅に入居しようとする者が住宅確保要配慮者であることをもって差別されることがないように、賃貸人等の啓発のために講ずる施策等を供給促進計画に位置付けることが考えられる。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅については、賃貸人等による適正な維持管理や計画的な維持修繕の実施等を供給促進計画に位置付けることが考えられる。

また、登録住宅については登録事業者が常に登録基準に適合するよう管理を行うべきこと、登録主体による指導監督の実施、登録住宅の退去者に対する住宅の情報提供等を供給促進計画に位置付けることが考えられる。

3 計画期間

都道府県賃貸住宅供給促進計画は、住生活基本計画（都道府県計画）を踏まえて計画期間を定めることが望ましい。例えば、住生活基本計画（都道府県計画）で計画期間を10年とし、5年毎に見直しを行っている場合には、これと整合を図ることが考えられる。

市町村賃貸住宅供給促進計画は、都道府県賃貸住宅供給促進計画が策定されている場合にあっては当該都道府県賃貸住宅供給促進計画に基づいて作成することとされていることから、都道府県賃貸住宅供給促進計画の計画期間と整合を図ることが考えられる。

4 その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項

供給促進計画においては、地域の実情に応じて取り組む独自の施策を積極的に位置付けることが望ましい。例えば、住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅に対する財政的な支援措置や、賃貸人等に対する啓発活動等の施策を行う場合には、それらの施策を供給促進計画に位置付けることが考えられる。

また、供給促進計画においては、住宅確保要配慮者を追加することや、登録住宅の登録基準の一部を強化及び緩和することが可能なので、必要に応じて適切に活用することが望ましい。

ただし、登録基準の緩和をする場合にあつては、入居者の適切な居住水準が確保されることを前提としなければならない。

七 その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要事項

住宅確保要配慮者の賃貸住宅に対する需要は、年齢構成の変化等各地域の経済的及び社会的状況の変化に応じて変化することも想定されるため、関連施策の実施に当たっては、住宅確保要配慮者の賃貸住宅に対する需要の中長期的な見通しを踏まえた上で推進することが重要である。この場合、住生活基本計画（都道府県計画）、高齢者居住安定法第4条第1項に規定する都道府県高齢者居住安定確保計画及び第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画、その他の計画との整合を図るとともに、住宅確保要配慮者の居住の状況や既に講じた関連施策の効果等の把握及び分析を行い、その結果を施策の充実に活用するよう努めることが重要である。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第 11 条ただし書及び第 12 条第2号口の国土交通大臣が定める基準 (平成 29 年国土交通省告示第 941 号)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）第 11 条ただし書及び第 12 条第2号口の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 11 条ただし書及び第 12 条第2号口の国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

(定義)

- 第 1 条** この告示において「共同居住型賃貸住宅」とは、賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。
- 2 この告示において「ひとり親世帯」とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第五号に規定する者が一人及び同号に規定する子どもが少なくとも一人属する世帯をいう。
- 3 この告示において「ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅」とは、法第八条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅であって、法第 9 条第 1 項第六号に規定する範囲にひとり親世帯を含むものをいう。
- 4 この告示において「ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅」とは、共同居住型賃貸住宅であって、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を含むものをいう。

(共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準)

- 第 2 条** 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第 11 条ただし書及び第 12 条第2号口の国土交通大臣が定める基準のうち共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅であるものを除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。
- 一 共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること。
- $1.5A + 10$ （ただし、 $A \geq 2$ ）
- （この式において、A は、共同居住型賃貸住宅の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。第五号において同じ。）を表すものとする。）
- 二 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものであること。
- 三 共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。）が 9 平方メートル以上であること。
- 四 共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において単に「共用部分」という。）に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を

備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。

イ 居間

ロ 食堂

ハ 台所

ニ 便所

ホ 洗面設備

ヘ 浴室又はシャワー室

ト 洗濯室又は洗濯場

五 少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。

（ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の規模並びに構造及び設備の基準）

第3条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第11条ただし書及び第12条第二号ロの国土交通大臣が定める基準のうちひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の基準は、次のとおりとする。

一 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること。

$$1.5B + 2.2C + 1.0 \quad (\text{ただし、} B \geq 1 \text{ かつ } C \geq 1 \text{ 又は } B = 0 \text{ かつ } C \geq 2)$$

（この式において、Bは、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち、共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。第四号及び第五号において同じ。）の入居可能者数（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。第五号において同じ。）を表すものとし、Cは、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居可能世帯数を表すものとする。第三号において同じ。）

二 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅を除く。第三号において同じ。）である部分にあっては、各専用部分の入居可能者数を一人とするものとし、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居可能世帯数を一世帯とするものであること。

三 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。以下この号において同じ。）が9平方メートル以上、ひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積が12平方メートル以上であること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の床面積（単位 平方メートル）が次の式によって計算した数値以上である場合におけるひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅のひとり親世帯円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積が10平方メートル以上であること。

$$1.5B + 2.4C + 1.0 \quad (\text{ただし、} B \geq 1 \text{ かつ } C \geq 1 \text{ 又は } B = 0 \text{ かつ } C \geq 2)$$

四 ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において単に「共用部分」という。）に、前条第1項第四号に掲げる設備等が備えられ、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること。ただし、ひとり親世帯向け共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、同号に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあつては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあつては、当該賃貸人を含む。）及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居世帯が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。

五 少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居可能者数及びひとり親世帯円滑入居賃貸住宅の入居可能世帯数の合計数を3で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所及び洗面設備並びに当該合計数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日（平成29年10月25日）から施行する。

附 則〔令和3年3月31日国土交通省告示第277号〕

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第3条第10号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める 災害等（平成29年国土交通省告示第940号）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）第3条第十号の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等を次のように定める。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を指定する。
- 二 規則第3条第十号の国土交通大臣が定める期間は、令和8年3月31日までの期間とする。
- 三 規則第3条第十号の市町村の区域から除くものとして国土交通大臣が定めるものは、同号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。
 - イ 岩手県の区域のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域
 - ロ 宮城県の区域のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町の区域
 - ハ 福島県の全ての市町村の区域

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日（平成29年10月25日）から施行する。

附 則〔令和3年3月12日国土交通省告示第171号〕

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則〔令和3年5月19日国土交通省告示第451号〕

この告示は、災害対策基本法等の一部を改正する法律〔令和3年5月法律第30号〕の施行の日（令和3年5月20日）から施行する。

三重県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画

令和4年 月

三重県県土整備部住宅政策課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

TEL 059-224-2720

FAX 059-224-3147

E-mail jutaku@pref.mie.lg.jp